

## 施政方針に対する質問に関する調査について

### 1 市長の施政方針に対する質問の実施状況について

第1回定例会において各市議会で行われている市長の施政方針演説に対する質問の実施状況について、調査を行いました。

#### ◆ 県南10市議会の実施状況について

施政方針に対する質問を行っている県南10市の状況は、次のとおりです。

実施状況	自治体名
実施している	石岡市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、かすみがうら市
実施していない	土浦市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、

### 2 施政方針に対する質問を行っている自治体の状況について

施政方針に対する質問を行っている県南5市の状況は、次のとおりです。

自治体名	実施内容
石岡市	配布時期：開会日までに施政方針を配布 質問時期：本会議の一般質問内 通 告：開会日午後4時まで 質問時間：質問のみ60分以内（一般質問時間内） 質問回数制限：一括方式の場合は、3回 一問一答方式の場合は、無制限
つくば市	配布時期：告示日に施政方針の骨子を配布 施政方針演説後、施政方針を配布 質問時期：本会議2日目 通 告：施政方針演説が行われた翌々日の正午 質問時間：構成議員数が3人以上の会派に対し、1会

	<p>派 20 分、人数割として 1 人あたり 2 分 を合計した時間。 (例 3 人会派の場合 20 分×6 分=26 分)</p> <p>質問回数制限：2 回以内</p>
守谷市	<p>配 布 時 期：開会 16 日前に施政方針を配布</p> <p>質 問 時 期：本会議 2 日目</p> <p>通 告：通告制をとっていない</p> <p>質 問 時 間：無制限</p> <p>質問回数制限：3 回</p>
かすみがうら市	<p>配 布 時 期：告示日に配布</p> <p>質 問 時 期：本会議 5 日目予定</p> <p>通 告：本会議 1 日目の午後 5 時</p> <p>質 問 時 間：質問答弁合わせて 60 分以内</p> <p>質問回数制限：無制限</p>
つくばみらい市	<p>配 布 時 期：開会日に配布</p> <p>質 問 時 期：本会議 3・4 日目の一般質問内</p> <p>通 告：開会日 14 日前の一般質問通告書による</p> <p>質 問 時 間：質問答弁合わせて 60 分以内</p> <p>質問回数制限：3 回</p> <p>※一般質問通告時には、施政方針を聞いていないため「質問事項及び 質問要旨欄」は「平成〇〇年度の施政方針について、新規事業について」 などの記載にとどめ、開会日の施政方針を聞いてから質問内容を 決め、2 日目議案調査のため休会を経て、3・4 日目の一般質問で行う。</p> <p>(例) 質問事項「平成 29 年度施政方針について」 質問要旨「平成 29 年度の基本方針について・新規事業について」</p>

### 3 県内市議会における施政方針に対する質問の実施状況について

(平成30年2月9日現在の県内32市)

実施状況	市数	構成比 (%)	自治体名
実施している (会派代表質問)	5	15.6	水戸市、日立市、つくば市 ひたちなか市、鉾田市
実施している (個人での質問)	4	12.5	石岡市、守谷市、かすみがうら市、 つくばみらい市
実施していない	23	71.9	土浦市、古河市、結城市、 龍ヶ崎市、下妻市、常総市、 常陸太田市、高萩市、北茨城市 笠間市、取手市、牛久市 鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市 那珂市、筑西市、坂東市 稲敷市、桜川市、神栖市 行方市、小美玉市

県南10市議会以外は、会議録による調査である。